

小都市等における公立小中学校の再編手法に関する研究

建築計画研究室 毛利 文哉
(令和 7 年 2 月 6 日提出)

1. 研究背景と目的

少子化や都市部への人口集中により、法律で定める標準規模に満たない小規模校が増加しており、学校再編が行われている。一方、学校再編には児童生徒への負担や地域住民の理解といった課題があり、自治体は対応に苦慮している。そのため、2015 年に策定された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(2015 年手引き)を参考に、自治体ごとに課題に応じた取り組みが進められている。

本研究では、学校再編における自治体の検討事項や課題への対応策を明らかにすることを目的とする。

2. 学校再編とその基準

(1) 学校再編の歴史

1956 年、中央教育審議会は学校規模 (12~18 学級) や配置基準 (通学距離: 小学校 4km 以内、中学校 6km 以内) を初めて示した。しかし、その後の適正規模化のみを重視した学校再編を問題視し、文部省は通達を出し、通学時間や住民への配慮を求め、小規模校の存続も考慮するよう慎重な対応を促した。

このような状況を踏まえつつ、学校再編の現状や取り組みを整理し、具体的な対応策を示す 2015 年手引きを文部科学省が策定した。

(2) 基準・制度の整理

学校再編において、用いられる基準を表 1 に整理する。

2015 年手引きでは、標準規模とは別に望ましい学級数の考え方方が示されている。小学校は 1 学年 1 学級以上であることが必要であるとしており、1 学年 2 学級以上であることが望ましいとしている。中学校については、少なくとも 1 学年 2 学級以上とし、免許外指導やすべての授業で教科担任を設けられる学校全体で 9 学級以上が望ましいとしている。

3. 各自治体の再編計画から読み解く学校再編の目的と配置方針

人口 1 万人から 10 万人規模の市町村における 199 件の学校再編計画を調査した。そのうち、配置方針が記載されていたのは 135 件であった。

3-1 再編の目的

各市町村の再編計画で示された目的を以下に整理する。

i) 適正規模

学校の小規模化により、児童生徒に適切な教育環境を提供できないことが課題となっている。自治体ごとに定められた標準規模に合わせるため、校区の再編や学校の統廃合が計画される。

ii) 老朽化対応

現在の学校施設は、人口増加期に建設されたものが多く、それらが同時期に改修・改築を必要としている。学校再編を行うことで老朽化対策が必要な学校数を減らし、再編後の学校に財源を集中させる。

iii) 災害対応

津波や水害等の災害への備えや校舎の被災から、校舎を移転しなければならない場合がある。この場合、適正規模に関係なく再編が進められることがある。

iv) 小中一貫教育

一部の自治体では、教育大綱などで小中一貫教育の実現を掲げている。学校が抱える課題が増加している中、教育の質の向上が期待されている。

表 1 適正規模・適正配置

	小学校	中学校
標準規模	12~18 学級	
学級編成	35 人以下	40 人以下
通学距離	4km 以内	6km 以内
通学時間	1 時間以内を目安	

3-2 学校配置の方針

学校位置を決定する際に考慮される要因を以下に整理する。

i) 建築条件

①敷地面積・・・必要な教室数を 確保できる敷地であるか
が主な焦点となる。

②耐用年数・・・校舎の耐用年数をもとに敷地を検討し、再
編後の敷地として決定する。

③災害リスク・・・学校が防災拠点として機能することを期
待し、安全な敷地が選ばれる。

ii) 配置条件

①まちづくりとの関連性・・・学校を地域の拠点機能として
捉え、学校配置を計画する。

②通学距離・・・通学圏内の児童生徒が公平な通学距離とな
るよう、学校の位置を決定する。

iii) 通学人口

隣接する学校同士では、児童生徒数が少ない学校が、多い学校に統合される。この際、通学負担を感じる
児童生徒数を最小限に抑えるため、人口密度の高い地域への学校配置が検討される

iv) 地域分散

地域との関係性や通学条件を考慮し、地域ごとに学校を配置する。「地域」とは主に旧市町村や校区を指す。

地域分散を重視する場合、小規模化への対応が重要な課題となる。

再編の目的および学校配置の方針について、それぞれの件数を一覧にし、表2にまとめた。

4. 小規模校を維持するための制度・仕組み

通学距離が長大となる場合や地域への配慮から小規模校として学校を維持する場合がある。小規模校として
維持する場合に用いられる制度や仕組みについてまとめる。

①学校事務の広域化

自治体を越えた学校再編の事例として、一部事務組合立の学校が設置されている。文部科学省が実施する学
校基本調査によると、2024年には小学校11校、中学校25校運営されている。一部事務組合立学校の導入にお
いては、自治体間の連携や通学距離の増大が課題となる。

②小規模特認校制度 5)

通学区域外からの通学を希望する児童生徒が、特別に指定された小規模校に通学できる仕組みである。この
制度の導入により複式学級が解消され、小規模校の維持に成功した事例がある。

③学校間連携

小規模校を存続させながら、一部の授業を他校と合同で実施する取組みであり、小規模校では難しいグル
ープ活動が可能になる。具体的な事例として「山県方式」がある。

5. まとめ

市町村は学校の適正規模化だけではなく、老朽化、災害、小中一貫教育の実現といった課題を抱え、学校再
編を抱えている。学校の配置については、通学距離の他に建築条件やまちづくり、地域分散等の視点からも検
討されている。このうち地域分散を重視した配置では、小規模校のまま学校が維持されるケースも存在し、適
切な教育環境を提供できないといった問題が生じている。

今後、児童生徒数の減少が続くと予想され、小規模校は増加していくと考えられる。このため、学校事務の
広域化や学校間連携等の取り組みが求められる。しかし、市町村のみで実施するには財政的・人的負担が大き
いため、国や都道府県による支援が不可欠である。

表2 再編の目的と学校配置の方針

再編の目的	適正規模	162	
	老朽化対応	24	
	災害対応	3	
	小中一貫教育	10	
学校配置 の方針	建築条件	敷地面積	57
		耐用年数	35
		災害リスク	8
	配置条件	まちづくり	17
		通学距離	14
	通学人口		36
	地域分散		38

※重複を排除しない